

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「のいずれか又は第二項」を削り、「掲げる者」の下に「のいずれかを加え、「においては」を「には」に改める。

第二十六条中「第二十五条の」を「前条の」に改め、同条第一号中「第二十五条第二項」を「前条第二項」に改め、同号ア及び同条第二号ア中「においては」を「には」に改める。

第二十六条の二中「その者の第二十五条及び前条」を「当該納税義務者の前二条」に改める。

第三十七条第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他施行規則第七条の三で定める事項」に、「施行規則第七条の三」を「同条」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第十一項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項前段」を「第七項前段」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第八項」を「第

九項」に、「うえ」を「上」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積
第三十七条の四の次に次の一条を加える。

（家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

第三十七条の四の二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の十五

第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

2 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

3 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

第三十七条の十六第一項中「によつて」を「により」に改める。

第二百二十八条第一項中「対し」を「ついで」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第三条の三第一項及び第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第八条の六第二項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。附則第八条の六の三において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。以下この条及び附則第八条の六の三第一項第三号において同じ。）に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及

び附則第八条の六の三において同じ。)のうち、道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条及び附則第八条の六の三において「車両総重量」という。)が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。附則第八条の六の三において同じ。))のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。以下この条及び附則第八条の六の三第一項第三号において同じ。)に該当するものを除く。以下この条及び附則第八条の六の三において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この条及び附則第八条の六の三第一項第四号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この条及び附則第八条の六の三において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)

第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条、附則第八条の六の三及び附則第八条の六の四において「エネルギー消費効率」という。)が

同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び附則第八条の六の三において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条及び附則第八条の六の三において「車両総重量」という。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第八条の六の三において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるものの
ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量

車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第三項及び第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号ア(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号中「（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条及び附則第八条の六の三において同じ。）」を削り、同号ア(1)中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成三十年石油ガス軽中量車基準」に改め、同号ア(2)中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成十七年石油ガス軽中量車基準」に改め、同条第五項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号ア(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第八条の六の三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第四号ア(2)中「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同項第五号ア(3)中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に改め、同項第六号イ中「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第八条の六第二項」を「附則第八

条の六第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第八条の六第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第八条の六の三第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号ア(3)中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十七条の四の次に一条を加える改正規定及び附則第三条第三項の規定 公布の日
- 二 第二十六条及び第二十六条の二の改正規定 平成三十年一月一日
- 三 第二十四条及び第二百二十八条第一項の改正規定並びに附則第三条の三の改正規定

並びに次条の規定 平成三十一年一月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の奈良県税条例(以下「新条例」という。) 附則第三条の三の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十七条第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号) 第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分(以下この項において「共用部分」という。))とされた附属の建物を含む。

(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。))を有するものを除く。)の専有部分等(専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。))の施行日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に新築されたこの条例による改正前の奈良県税条例第三十七条第四項の一棟の建物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。))の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。))の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。))の専有部分等の施行日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十七条の四の二の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対

して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。